

函館市営住宅等の暴力団員排除に関する取扱要綱

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 入居希望者への周知（第3条）
- 第3章 警察署長の意見の聴取等（第4条～第5条）
- 第4章 暴力団員に対する使用の制限等（第6条～第10条）
- 第5章 警察署との連携等（第11条～第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、市営住宅および共同施設として整備された駐車場（以下「市営住宅等」という。）における暴力団員の入居の制限等について函館市営住宅条例（平成9年函館市条例第29号。以下「条例」という。）および函館市営住宅条例施行規則（平成9年函館市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

- 第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- （1）暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - （2）既存入居者 現に市営住宅に入居している者およびその同居者をいう。
 - （3）入居予定者 市営住宅の入居の申込みをした者のうち、市営住宅の入居候補者として選考された者であって、その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする者をいう。
 - （4）承認申請者 同居の承認または入居の承継の承認の申請を行った者をいう。
 - （5）使用申込者 共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の使用の申込みをした者をいう。

(6) 入居予定者等 入居予定者，承認申請者および使用申込者をいう。

第2章 入居希望者への周知

(周知の内容)

第3条 入居者の公募のときに配付する入居者募集案内やインターネットの市のホームページ等においては，次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 新たに入居しようとする世帯のうち，いずれかが暴力団員である場合は，入居決定しないこと。
- (2) 入居後，新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は，同居を認めないこと。
- (3) 入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に，新たに入居名義人になる者またはその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は，承継を認めないこと。
- (4) 新たに駐車場を使用しようとする者が暴力団員である場合は，使用を決定しないこと。
- (5) 入居者またはその同居者（以下「入居者等」という。）が暴力団員であることが判明した場合は，市営住宅からの退去または市営住宅等の明渡しを求める勧告を行い，この勧告に従わない場合は，市営住宅等の明渡しを請求できること。
- (6) 入居予定者等（第4条第3項に掲げる者を除く。）が暴力団員であるかどうかを北海道函館方面函館中央警察署長および北海道函館方面函館西警察署長（以下「警察署長」という。）に意見を求めること。
- (7) 警察署長は，市長に対し暴力団員であるかどうかの意見を述べるができること。

第3章 警察署長の意見の聴取等

(警察署長の意見の聴取)

第4条 条例第62条に規定する警察署長の意見の聴取は，別記第1号様式により当該市営住宅等の所在地を管轄している警察署長あて行うものとする。

2 前項の市営住宅等の所在地および管轄する警察署は，北海道函館方面函館中央

警察署（以下「函館中央警察署」という。）にあつては、別紙１のとおり、北海道函館方面函館西警察署（以下「函館西警察署」という。）にあつては別紙２のとおりとする。

３ 第１項の意見の聴取にあつては、当該年度の４月１日現在で満１６歳未満の者を除外して行うものとする。

４ 第１項の意見の聴取にあつては、次に掲げる事項を付して行うものとする。

- （１）氏名
- （２）性別
- （３）生年月日
- （４）現住所

（警察署長の回答）

第５条 警察署長は、前条第１項の規定により意見を求められたときは、市長に対し次により述べるものとする。

（１）暴力団員に該当する者がいない場合は、別記第２号様式により述べるものとする。

（２）暴力団員に該当する者がある場合は、別記第３号様式により述べるものとする。

２ 警察署長は、市長からの意見の求めに係わらず、暴力団員による市営住宅等の使用が判明した場合は、別記第４号様式により意見を述べるができるものとする。

第４章 暴力団員に対する使用の制限等

（入居不決定等）

第６条 条例第６２条第１項の規定により入居予定者等が暴力団員であることが判明したときは、条例第８条第２項に規定する入居者としての決定、条例第５８条の１０に規定する駐車場の使用者としての決定、または条例第１３条に規定する同居の承認および条例第１４条に規定する入居の承継の承認をしてはならない。

２ 前項の規定により決定または承認しない場合にあつては、入居予定者等に対しその旨通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第63条に規定する勧告は、3月以上の期間を付して配達証明および内容証明郵便により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ行うものとする。

(1) 入居者が暴力団員の場合 別記第5号様式その1により、現に入居している市営住宅からの退去または当該市営住宅等の明渡しを勧告

(2) 同居者の一部または全部が暴力団員の場合 別記第5号様式その2により、入居者に対し、暴力団員である同居者のすべてについて、現に入居している市営住宅からの退去または当該市営住宅等の明渡しを勧告

(3) 入居者およびその同居者の一部または全部が暴力団員の場合別記第5号様式その3により、前2号に掲げる事項を併せて勧告

2 既存入居者が条例第62条第2項の規定により暴力団員であることが判明したときは、市営住宅等の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告できるものとする。

3 前項による勧告は、条例第38条第1項第1号から第5号および第7号の規定により市営住宅等の明渡しを請求する場合を除いて行うものとする。

(明渡し請求)

第8条 市長は、前条に規定する勧告に従わない入居者等に対し、別記第6号様式により、期限を指定して、市営住宅等の明渡しを請求するものとする。

2 前項の請求の期限は、当該請求書を発した日から起算して、30日目の日とし、その請求は配達証明および内容証明郵便で行うものとする。

(明渡し訴訟)

第9条 市長は、前条の停止条件付き市営住宅等の明渡し請求で指定した期限までに当該市営住宅等の明渡しに応じない者に対して、市営住宅等の明渡しを求める訴訟の手続きを行うものとする。

(勝訴後の措置)

第10条 市長は、前条の規定による市営住宅等の明渡し訴訟を提起して勝訴判決を得た場合で、当該訴訟提起の対象となった入居者等が市営住宅等を明け渡さないときは、速やかに強制執行の手続きを行うものとする。

第5章 警察署との連携等

(相互協力)

第11条 市と函館中央警察署および函館西警察署は、市営住宅等における暴力団員の入居の制限等を行うにあたり、必要な事項について協定するものとする。

2 条例、規則およびこの要綱等に基づく事務を行うにあたり、市長が必要と認める場合は、警察署長に対し別記第7号様式により、警察官の出動等必要な支援を要請するものとする。

(情報の管理)

第12条 市および函館中央警察署ならびに函館西警察署は、提供された情報を適正に管理するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙1

函館中央警察署管轄内の市営住宅等

No.	団地名	町名	竣工年度	棟数	管理戸数	駐車場	階数	備考
1	松川	松川町30番	S25～S27	3	72		4F	
2	深堀	深堀町31, 32番	S56～S61	11	227	○	4～5F	
3	湯浜	湯浜町14番	S49～S51	3	223	○	7F	
4	花園	花園町31, 33, 35番	H6～H12	10	496	○	6～14F	
5	日吉3丁目	日吉町3丁目26, 30, 35, 36, 38番	H12～H22	11	392	○	4～5F	
6	湯川	上湯川町2～6, 9, 11, 12, 29, 30, 32, 37～39, 41, 42	S43～S51	113	1,136	○	1～4F	
7	旭岡	西旭岡町1丁目29, 30, 32番地	S52～S62	31	592	○	4F	
		西旭岡町2丁目50番地						
		西旭岡町3丁目3, 4番地						
8	中道2丁目	中道2丁目21～23番	S43～S47	34	142		1～2F	
9	本通	本通2丁目36, 37番	S51～S52	2	48	○	4F	
10	鍛冶2丁目	鍛冶2丁目4, 10番	S49～S51	9	200	○	4F	
11	美原1丁目	美原1丁目26番	S54	1	46	○	8F	
12	小安西	小安町704, 711番地	S52～H20	11	49	○	1～2F	
13	釜谷町	釜谷町188番地	S47	2	6	○	1F	
14	釜谷東	釜谷町533番地	S58	2	8	○	2F	
15	汐首町	汐首町335番地	S49	2	8	○	1F	
16	弁才町	弁才町339番地	S39	1	4	○	1F	
17	浜町東	浜町373番地	S44	4	16	○	1F	
18	東浜町	浜町537番地	S47	3	10	○	1F	
19	浜町西	浜町762番地	H5～H7	3	20	○	2F	
20	戸井沢	浜町922番地	S43～S44	4	16	○	1F	
21	豊浦	豊浦町199, 210番地	H6～H7	2	12	○	2F	
22	中浜	中浜町74番地	S55～S61	4	14	○	1～2F	
23	女那川第2	川上町406番地	S44～S45	3	12	○	1F	
24	川上	川上町450番地	S46～S51	11	44	○	1F	
25	日ノ浜第1	日ノ浜町183番地	S37～S54	4	12	○	1F	
26	日ノ浜第2	日ノ浜町172番地	S40～S52	11	37	○	1F	
27	日ノ浜第3	日ノ浜町168番地	S56	4	8	○	1F	
28	恵山第1	柏野町99番地	S58～H4	3	9	○	1F	
29	恵山第2	恵山町278番地	S42	2	6	○	1F	
30	恵山第3	柏野町30番地	S48～S54	5	20	○	1F	
31	新八幡町	新八幡町170番地	H3～H4	3	8	○	2F	
32	新浜町	新浜町156, 157番地	S55～S62	5	17	○	1F	
33	鏡子	鏡子町94番地	H20	1	8	○	2F	
34	八木川	尾札部町1265番地	S45	4	16	○	1F	
35	弥生	尾札部町1621番地	S43	2	8	○	1F	
36	カラマツ	尾札部町1942番地	H6～H10	5	20	○	2F	
37	アカシア	川汲町849番地	S42	2	12	○	1F	
38	見晴台	川汲町1451番地	S53～S62	4	16	○	2F	
39	川汲緑ヶ丘	川汲町1587番地	H4～H5	2	12	○	2F	
40	白樺	安浦町337番地	S43	2	8	○	1F	
41	東海	臼尻町569番地	S52～H11	5	24	○	2F	
42	アスナロ	臼尻町595番地	S41～S43	7	26	○	1F	
43	はまゆり	豊崎町204番地	S41～S45	3	10	○	1F	
44	松川改良	松川町41番	S54	1	19	○	5F	
45	宮前改良	宮前町8番	S55	1	24	○	5F	
46	日乃出改良	日乃出町22番	S48～S49	2	194	○	7F	
47	本町改良	本町31番	S47	2	48		5F	
48	五稜郭改良	五稜郭町17番	S44～S46	5	130	○	5F	
49	駒場改良	駒場町11番	S53	1	63	○	7F	
50	湯浜改良	湯浜町14番	S49	1	112	○	7F	
51	本町モデル	本町32番	S59	1	16		5F	
52	湯浜町単身老人住宅	湯浜町14番	S51	2	16	○	7F	

別紙2

函館西警察署管轄内の市営住宅等

No.	団地名	町名	竣工年度	棟数	管理戸数	駐車場	階数	備考
1	青柳	青柳町22番	H2	1	27	○	4F	
2	旭町	旭町1番	S52	1	49	○	7F	
3	港2丁目	港町2丁目7番	H6~H7	2	130	○	6F	
4	港3丁目B	港町3丁目2番	S48	1	24		4F	
5	田家A	田家町11, 14番	S62~H5	20	392	○	4~5F	
6	田家B	田家町20番	S31~S33	10	58		2F	
7	大川	大川町12番	R3	1	35	○	3F	
8	函館弁天いぶき荘	弁天町13番	H15	1	25	○	6F	借上市営住宅
9	ウエストプラザ基坂	大町9番	H13	1	15	○	6F	借上市営住宅
10	ベイコート末広	末広町5番	H14	1	15	○	8F	借上市営住宅
11	シーサイドテラス日和坂	末広町20番	H12	1	22	○	8F	借上市営住宅
12	グランシア大手町	大手町10番	H13	1	21	○	7F	借上市営住宅
13	Aーサム サカエ	栄町16番	H14	1	40	○	5F	借上市営住宅
14	リバ東雲	東雲町2番	H17	1	46	○	10F	借上市営住宅
15	コンフォート東雲町	東雲町15番	H16	1	40	○	11F	借上市営住宅
16	カーサミア大森	大森町8番	H15	1	22	○	8F	借上市営住宅
17	メゾン松風	松風町1番	H12	1	18	○	6F	借上市営住宅
18	クレストコート松風	松風町13番	H18	1	24	○	9F	借上市営住宅
19	メゾン若松	若松町18番	H19	1	45	○	10F	借上市営住宅
20	弁天改良	弁天町1番	S44	1	50		5F	
21	大町改良	大町3番	S47	1	24	○	5F	
22	豊川改良	豊川町3番	S45	1	30		5F	
23	港3丁目改良	港町3丁目7番	S41~S42	5	48		2~4F	

別記第1号様式

函 都 住
年 月 日

北海道函館方面函館 警察署長 様

函館市長

暴力団員による市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（照会）

このことについて、次の者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかを確認のうえ、御回答ください。

記

- 1 調査対象者 ほか 件（別表のとおり）
- 2 回答期限 年 月 日まで

別記第2号様式

年 月 日

函館市長 様

北海道函館方面函館 警察署長

暴力団員による市営住宅等の使用制限に伴う情報提供について（回答）

年 月 日付け函都住で照会された者については、現時点において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

別記第5号様式その1 (入居者が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市東雲町4番13号
函館市長 印

勧 告

あなたは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市営住宅条例第63条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

・ 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅からあなたが退去し、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第5号様式その2 (同居者の一部または全部が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市東雲町4番13号
函館市長 印

勧 告

あなたが同居させている者（以下「同居者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市営住宅条例第63条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から暴力団員である同居者を退去させること、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第5号様式その3 (入居者およびその同居者の一部または全部が暴力団員の場合)

函 都 住
年 月 日

住 所
団地 号棟 号室

様

函館市東雲町4番13号
函館市長 印

勧 告

あなたと、あなたが同居させている者（以下「同居者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが判明したことから、函館市営住宅条例第63条の規定により、次のとおり勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、同条例に基づき住宅の明渡し請求を行うことがあります。

記

1 暴力団員である同居者の氏名

〇〇 〇〇

2 勧告の内容

年 月 日までに現に入居している住宅から、あなたが退去し、かつ、暴力団員である同居者を退去させること、または住宅を明け渡すこと。

ただし、暴力団員でなくなったときは、その旨申し出ること。

()

別記第 6 号様式

函 都 住
年 月 日

様

函館市長 ㊟

市営住宅の明渡しについて（請求）

年 月 日付け 函都住による勧告書で 年 月 日までに退去または住宅を明け渡すよう勧告しましたが、いまだに履行されていません。

よって、函館市営住宅条例第 38 条 1 項第 6 号の規定に基づき、同指定期限の日限りをもって、下記住宅の使用許可を取り消します（賃貸借契約を解除する）ので直ちに明け渡すよう請求します。

本請求に応じられなかった場合は、訴訟を提起することとなりますので、念のため申し添えます。

記

1 市営住宅の表示

市営住宅 団地 号棟 号

2 指定期限

年 月 日

3 根拠法令

函館市営住宅条例第 38 条

付記

受取人

市 町 丁目 番 号
市営住宅 団地 号棟 号

〇〇〇 〇〇

差出人

函館市東雲町 4 番 1 3 号

電話

別記第7号様式

函 都 住
年 月 日

北海道函館方面函館 警察署長 様

函館市長

市営住宅等における暴力団排除に関する支援要請について

このことについて、次のとおり支援を要請します。

記

1 支援を必要とする理由

2 支援を必要とする日時および場所

()